

# 婚姻届

午前・午後  
： 受領

令和 年 月 日届出

長 様

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

字消除  
字加入


記載する正字	告知の方法	告知の相手方	告知年月日
	<input type="checkbox"/> 口頭		年 月 日
	<input type="checkbox"/> 文書		

(1)	夫になる人	妻になる人
	(よみかた) 氏名 氏 名 生年月日 年 月 日	氏 名 年 月 日
(2)	住所 (住民登録をしているところ)	住所
	世帯主の氏名	世帯主の氏名
(3)	本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	本籍
	番地番 筆頭者の氏名	番地番 筆頭者の氏名
(4)	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 母 続き柄 男 女
	右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください	養父 養母 続き柄 養子 養女
(5)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏 新本籍 (左の☑の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 番地番
(6)	同居を始めたとき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)
(7)	初婚・再婚の別	<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 ( <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日 )
(8)	同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から9人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…令和 年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
	夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
(9)	その他	
(10)	届出人署名 (※押印は任意)	夫 妻 印 印

夫 免・バ・住・個・その他 ( )	通知	有・無	不受理	有・無
妻 免・バ・住・個・その他 ( )		有・無		有・無

住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
-----------	---------	---------

連絡先	電話 ー ー 自宅 ・ 勤務先 ・ 携帯
-----	-------------------------

## 記入の注意

## 消せるボールペンは使わないでください。

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいてください。)

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

署名 (※押印は任意)	印	印
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
本籍	番地番	番地番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。  
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。  
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

- ・署名は必ず本人が自署してください。
- ・届出のとき持参するもの

### ① 夫・妻の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書 各1通

(婚姻前の本籍が届出するさいたま市内の場合、原則として必要ありません。)

### ② 身分証明書(運転免許証、パスポート等顔写真のある官公署発行のもの)

なお、顔写真つきの身分証明書をお持ちでなく、本人確認ができなかった方につきましては、後日届出があったことを、郵送でご連絡します。

※注 証人は成年に達している人(家族・親戚・知人・友人等)の署名・生年月日、住所及び本籍を記入してもらってください。

### ー住民異動届についてー

婚姻と合わせて、住所や世帯主が変わる方は、婚姻届とは別に住民異動届の手続きが必要となります。

婚姻届と同時に住民異動届を出すときは、住所欄に新住所、新世帯主を記入してください。

市外から転入の方は、旧住所地の市区町村からの転出証明書をご持参ください。  
なお、閉庁日(土・日曜日・祝日等)や時間外は住民異動届の受付はできませんので後日届出願います。